

平成28年12月7日から
平成28年12月7日まで

標 茶 町 議 会
議案第53号・議案第54号・議案第55号
議案第56号審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

議案第53号・議案第54号・議案第55号・議案第56号
審査特別委員会記録目次

第 1 号 (12月7日)

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第53号 平成28年度標茶町一般会計補正予算	5
議案第54号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	5
議案第55号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	5
議案第56号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	5
総括質疑	
後藤 勲 君	17
深見 迪 君	21
渡邊 定之 君	24
平川 昌昭 君	27
閉会の宣告	34

議案第53号・議案第54号・議案第55号・議案第56号審査特別委員会記録

○議事日程（第2号）

平成28年12月7日（水曜日） 午後 1時00分 開会

付議事件

議案第53号 平成28年度標茶町一般会計補正予算

議案第54号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第55号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計補正予算

議案第56号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

○出席委員（12名）

委員長	熊谷善行君	副委員長	深見迪君
委員	櫻井一隆君	委員	後藤勲君
〃	黒沼俊幸君	〃	松下哲也君
〃	川村多美男君	〃	渡邊定之君
〃	鈴木裕美君	〃	平川昌昭君
〃	本多耕平君	〃	菊地誠道君

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長補佐	齋藤正行君
企画財政課長	高橋則義君
企画財政参事	常陸勝敏君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君
農林課長	牛崎康人君

住 民 課 長	松 本 修 君
保健福祉課長	佐 藤 吉 彦 君
建 設 課 長	狩 野 克 則 君
水 道 課 長	細 川 充 洋 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	山 澤 正 宏 君
やすらぎ園長	春 日 智 子 君
農委事務局長	村 山 裕 次 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教委管理課長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	佐々木 豊 君
社会教育課長	伊 藤 正 明 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 弘 幸 君
事務局次長	中 島 吾 朗 君

(副議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○副議長(菊地誠道君) ただいまから議案第53号・議案第54号・議案第55号・議案第56号審査特別委員会を開会いたします。

(午後 1時00分開会)

◎委員長の互選

○副議長(菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 1時01分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員12名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

本多委員。

○委員(本多耕平君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま本多委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、本多委員からの指名推選に決定いたしました。

本多委員。

○委員(本多耕平君) 委員長には熊谷委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい

をお願いいたします。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま本多委員から、委員長に熊谷委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には熊谷委員が当選いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時02分

（委員長 熊谷善行君委員長席に着く）

○委員長（熊谷善行君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長（熊谷善行君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお取り計らい願います。

○委員長（熊谷善行君） ただいま本多委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、本多委員からの指名推選に決定いたしました。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 副委員長には深見委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（熊谷善行君） ただいま本多委員から、副委員長に深見委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(熊谷善行君) ご異議ないものと認めます。
よって、副委員長には深見委員が当選されました。
休憩いたします。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時04分

- 委員長(熊谷善行君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第53号ないし議案第56号

- 委員長(熊谷善行君) 委員会に付託を受けました議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号を一括議題といたします。

議題4案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議題4案の歳入歳出予算の補正は歳入と歳出に分け、議案第53号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第53号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

2款総務費について質疑を許します。

櫻井委員。

- 委員(櫻井一隆君) 11ページの2款1項5目、ここに載っている7万円のお金についてですが、これは阿歴内地区の土地を買うという説明がございました。この面積及びその使用目的は何でしょうか。まず、それをお伺いしたい。

- 委員長(熊谷善行君) 管理課長・中村君。

- 管理課長(中村義人君) お答えいたします。

当該用地につきましては、旧阿歴内小中学校の敷地でございます。面積につきましては、1,716平方メートルでございます。

取得後の目的といたしましては、現在、廃校跡地等の利活用の関係で取得することにしております。廃校の利活用を進めるに当たりまして、貸借や売買等を考えますと、町が所有権を取得することで利活用計画の実施が容易に進められるものということで考えておりまして、今回取得する予算を上げさせていただきましたので、ご理解願いたいと

思います。

○委員長（熊谷善行君） 櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） 1,716平米について取得すると。これは利活用が目的というかな、そういうことで買っておきたいというのですけれども、まだ具体的なものはないということですか。地域からそういう何か使いたいから買ってくれとか、そういうような要望はない、とりあえず用地だけは買っておきたいと、こういうことですか。

○委員長（熊谷善行君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 具体的な、今、話が来ている部分がございます、それも進めるに当たりまして取得したいということで、企画財政課のほうの地域振興係で相手方との交渉を今進めている段階でございます。

内容につきましては、事業を進める事業計画等の詳しいものを提出いただきまして、それを検討して実際にできるようであれば、阿歴内の地域の方たちの意見も聞きながら進めていきたいという方向で今考えてございます。

○委員長（熊谷善行君） 櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） ということは、使用目的があるということではないですか。だから買うのだと。使用目的なくて買うということではないのでしょうか。あるから、この土地を買いたいということですよ。まだ具体的なものは決まっていなくても地域からのそういう要望もあると、だから買うのだと、そういうことですよ。それならそういうふうに言ってくださいよ。

○委員長（熊谷善行君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

ここの土地につきましては、学校の用地の中で一部国有地が含まれていたという部分があって、その整理をしていくということが1つになると思います。

それで、それを購入しまして、利用ですが、今、管理課長から話がありましたように、廃校跡地で事業を展開したいという申し出が出ております。それについて今内容を確認しながら、この中身については、また振興委員会等にも諮らなければならないというふうに思っておりますけれども、それらの状況を整理した上で、事業等については進めていきたいというふうに思っているところであります。まだ、確定した部分ではないものですから、今、現状として進めるためにはやはりその土地の確定をしていかなければならないということで今進めているところでありますので、ぜひご理解いただければと思います。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

平川委員。

○委員（平川昌昭君） 私も聞こうと思ったのですが、今、お答えの中で国有林地が含まれているということは、ほとんどが町有地、管轄がいわゆる教育委員会とかそうではなくて、国有林がほとんどだということの解釈でよろしいのですか。一部国有林地が含まれているということですか。ということになれば、その割合はどういうふうになっているのかということなので。目的は先ほど櫻井氏のほうでお答えになっておりますけれども、これ面積、要するにその土地の所有というのは国有林地を一部というのは、どういう範囲でなのかということ。

○委員長（熊谷善行君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

当該地は旧阿歴内小中学校のグラウンドの中央部分から職員室を貫きます細長の国有地となっております、学校全体の跡地の面積の割合につきましては、今、数字は押さえておりませんが、号線跡地というのですか、号線の部分になる土地でございます。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） いわゆるそれが国有地として該当するので、今回を含めて購入する面積の中に含まれているという解釈ですね。そうすると、今回購入に当たって国有林の部分というのはどのぐらいになっているのか、その号線が入っているのでしょうか。

（何事か言う声あり）

○委員（平川昌昭君） だから、どっちが答えているのですか。それをもう少し聞きましょう。

○委員長（熊谷善行君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） この国有地につきましては、所管は古い名簿でございますけれども、大蔵省所管、今は財務省になっていると思うのですが、その土地でございます、現況につきましては、グラウンドと校舎の用地として使用しているものでございます。

（何事か言う声あり）

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） その面積、どのくらいなのかと。

○委員長（熊谷善行君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 先ほども申し上げましたが、面積につきましては1,716平米、全て学校用地として利用していた部分でございます。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 何回もくどい話ですが、普通、国有林地、国有林、国有地を譲渡お互いする場合に、例えば無償譲渡ですか、寄附行為とかいろいろなことでありますが、今回の取得に当たって、例えばいわゆる大蔵省、今は財務省管轄と。その場合の単価的なものというのはどういう設定で取得なさったのかなということをお聞きしたかったのですよ。

○委員長（熊谷善行君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） この土地の単価等の金額の出し方につきましては、釧路財務事務所の担当課のほうから提示を受けた金額でございまして、計算方法等につきましては、承知はしておりません。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 同じく関連で、国有地を払い下げる場合には、測量が当然伴うわけでございますけれども、その経費はどのようになっていますか。

○委員長（熊谷善行君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 測量関係、登記等の経費につきましては、当該地につきましては、登記をされている土地となっておりますので、所有権移転については町のほうで登記等の関係は済ませますので、費用については一切かからないと思われま。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 総務費の中のこの旅費なのですけれども、125万2,000円、これがちょっと多くなっているのですけれども、この辺についてどのような積算をして出てきた数字なのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

これにつきましては、この後予定されております出張の昨年度実績を含めてでありますけれども、札幌の1泊2日が10回、2泊3日が4回、それから東京が2泊3日が2回ということで、実績に基づく内容精査の補正となっております。

○委員長（熊谷善行君） 後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 今、大ざっぱに聞こえたのですけれども、後で総括の中でももう少し詳しく聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(熊谷善行君) なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平川委員。

○委員(平川昌昭君) 民生費の中で、先ほど予算説明の中で3款1項7目の525万6,000円、これは歳入の基金繰り入れとの関係もございましょうけれども、やすらぎ園のお風呂場とかという、ちょっと聞き漏らしたかなと思うのですけれども、これの予算の内容というのをいま一度お聞きしたいと思います。

○委員長(熊谷善行君) 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長(佐藤吉彦君) お答えします。

今回、介護保険の補正予算を提案してまして、その中の提案趣旨の説明の中でお話をしましたが、その財務に伴う繰出金でございます。

○委員長(熊谷善行君) 平川委員。

○委員(平川昌昭君) その内容的なものは、どういう目的で予算化したのかなということをお聞きしたかったのです。

○委員長(熊谷善行君) やすらぎ園長・春日君。

○やすらぎ園長(春日智子君) やすらぎ園の特殊浴槽の購入になります。特殊浴槽といますのは、お風呂の入浴なのですけれども、パターンがありまして、やすらぎ園の場合は1人で行く方は自立したお風呂で、介護職員が世話して入る家庭用のような小さいお風呂もあります。

そのほかに機械浴とございます。機械浴というのは、寝たきりのままでお風呂に入る形になるのですけれども、昨今やすらぎ園の利用者の入居者の状況が多様化してまして、機械浴では無理な方、例えば極端なことを言いますと車椅子ですね、車椅子のままお風呂に入るという機械なのです。車椅子のままお風呂には入れない状況が続いてまして、一般1人でお風呂に入る方が限られていて、車椅子でお風呂に入る機械がないために寝たきりのままお風呂に入ってくださいとか、あとは介護職員、体格のいい方もいらっしゃるんです、2人、3人で抱えてお風呂に入ってくださいというのがちょっと長年続いていて、利用者さんの尊厳を守ることと、あと介護職員の負担を軽減するというのと、あと今のままでいきますと、やはりお風呂の日が週に2回あるのですけれども、勤務時間が押してきてしまうのですよ。ほかの勤務に支障も来すという実態が出てきましたので、今回スペースもありますので工事費を伴わない備えつけの特殊浴槽というのを購入するようにした経過がありますので、ご理解いただきたいと

思います。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） 12ページ、6款の農林水産業費の中の13ページ、ここの5目の中の消耗品費1,500万何がしという金が出ているのですが、これはどういう使用目的なのか、どういうものなのか、ご説明願いたい。

○委員長（熊谷善行君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

消耗品費ですけれども、預託牛の増頭に伴う分、それと、ことしの冬の予想される天候が一昨年並みになるだろうということに基づいて敷料を増量させるものであります。内容的には、おが粉が1,500立米、それからバークが2,000立米、それからパドックの滑りどめに使用する砂が1,500立米、これらを増量したいということと、もう一つはバイオマス発電事業所の稼働などによっておが粉の値段が10%程度上がっておりますので、その値上がり分も含んでいるということでございます。

○委員長（熊谷善行君） 櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） バイオマスの関係でおが粉がなかなか手に入らないということは私も十分承知しているわけです。

そこで、お米のもみ殻みたいなものも売っているのですよね。そこらの単価的なものもお調べになれば、何か安く買えるのかなということなのですが、だめ出しが出たのでやめます。

○委員長（熊谷善行君） 育成牧場長・類瀬君。

（「総括でやればいい」の声あり）

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、もみ殻に関しては随時手に入る範囲をおが粉のかき増しとして、要はもみ殻自体は非常に発酵しにくいものなものですから、私どものような飼養形態ですと堆肥が非常にできにくいという側面もあるので、それをメインに使うということはずりまずできなくて、あと、流通量が非常に今もみ殻のほうも、おが粉の結局需給バランス

が狂っているということもあって、もみ殻の取り合いになっておりまして、農協単位とかでまとまった数量を購入する以外、なかなか私どものようなところに入ってこないという実情がございます。ただ、可能な限り、おが粉なんかよりは単価が安いものなので、かさ増しとかに使用するようにはさせていただいておりますので、ご理解ください。

○委員長（熊谷善行君） 櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） だめ出しのところを答えていただいて本当にありがとうございます。ありがとうございました。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） 15ページ、8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費なのですけれども、14節の機械借り上げ料については、どのような機械を借り上げ、どのような処置をされたのか。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 答えいたします。

機械借り上げ料の内訳でございますけれども、虹別地区におきまして防雪用の雪切り作業、畑の雪に溝を掘りまして、そこにためることによって道路のほうに雪を行かなくする防雪柵の役割を果たすものであります。その作業に使いますブルドーザー、これとあと同じく除雪に絡みまして、側溝内の除雪作業に必要なバックホーの借り上げ料、この2つの機械を借り上げる経費でございます。

○委員長（熊谷善行君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） 次に、同じく8款3目の除雪対策費の除雪委託料、13節ですね、この除雪委託料という項目の中には、単純に除雪対策費ということだけなのでしょうか。委託料ということだけなのでしょうか。説明の仕方。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 委託料の中身でございますが、業者に除雪委託を行います除雪費の委託料、あと町有車両の除雪の車両を運転する運転の委託料、また、冬期間の路面の滑りどめ対策を行います融雪剤散布、この委託料、あと排雪作業、そちらの委託料、以上の4つの委託が含まれている内容でございます。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

平川委員。

○委員（平川昌昭君） 今、除雪対策費の中では委託料についてはご説明ございました。この時期いよいよまた除雪車が走るかなと思いながら広大な標茶の路線、町有路線で。ただ、同時にこの除雪対策の中に、実は広報しべちゃ等で、砂の使う、いわゆる道路、どうぞ使ってくださいという、そういうのもお知らせの中に出ていましたので、その分はどういう中に含まれているのかなということをもまずお聞きしたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 道路にまく滑りどめの砂のことですけれども、需用費の中の消耗品の中に散布の焼き砂、こちらの購入する費用が含まれております。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） この焼き砂の使い道につきましては、今、町道のメイン路線というのですか、主要路線等々で走っておりますが、例えば民間の人が活用したいと、そういう場合は公民館や役場等々で用意してありますよということもここでお知らせしております。この時期、当然これから住民の方々が使っていきたいという方もおられると思うのですが、どのぐらいの、どの程度のものがこの消耗品の中で、例えば住民の方々に使っていただくということで用意されているのかと。それで、若干用意しておりますというのは余り限定されてそんなに余裕がないということなのか、その時期によっては使われるのは需要があると思うのです。その辺の周知というのはどういうふうになってございますか。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 焼き砂に関しましては、1度焼きますと、その後、永久的といえますか、昨年度ついたものも今年度また使用できる状態にございました。ことしの需用費の中では、焼き砂の数量としましては6立米、購入費を見込んでおります。その中で、現在今、昨年度の残っている焼き砂も含めまして、小分けにして町民の皆様に使っていただけるように役場裏玄関の部分、あと公民館のほうを窓口にしまして、必要とされる方には配付をするということで対応をとっております。量については、今のところ十分に足りている状況と把握しております。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 同じ除雪対策費の中で賃金539万5,000円、かなり詳しく数字が出ておりますけれども、この内容をお知らせ願います。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 町有除雪車両の運転に当たっていただきます作業員の賃金でございます。内容につきましては、機械の運転手3名、それに伴います助手3名、あと事務補助としまして1名の計7名の賃金が入っております。

○委員長（熊谷善行君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） では、福祉関係での除雪はこの中には含まれていないということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 福祉関係の除雪につきましては、機械除雪につきましては、この中の臨時職員が乗る機械が入る場合もございます。手作業の部分につきましては、入っておりません。

○委員長（熊谷善行君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） では、地域でいわゆる民間の方々が老人世帯ですとか、固有のところの除雪をやっているところがありますが、そこから町のほうから何がしかの費用弁償が出ているようですが、それはこの中に含んでいないということでもいいのですか。

○委員長（熊谷善行君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えします。

ただいま、高齢者の除雪の支援につきましては、3パターンの手法がございます、既存の建設課の除雪の路線の中で対象者が出た場合につきましては、建設課の今の事業費の中で対応しています。それ以外の、例えば手作業でやる場合、それから茶安別地区のように地域会と契約をしてやっている場合については、社会福祉費の予算の中で対応しております。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 16ページ、工事費の関係、15節ですけれども、先ほどの説明ではこの500万円については2施設ということの案内でありましたけれども、もう一地区はどのようになっておるのでしょうか。

○委員長（熊谷善行君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教育委員会管理課長（穂刈武人君） お答えいたします。

この学校教育施設整備基金費の工事請負費につきましては、当初3,300万円の予算が

ついておりまして、現在、執行残が700万円程度残ってございます。今回、先ほどご説明ありました500万円の部分については先ほどの2施設で、もう一施設につきましては執行残の部分で対応していこうかなど、そのように考えてございます。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、9款地方交付税から18款繰越金まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

平川委員。

○委員（平川昌昭君） 歳入ですね。8ページの基金の繰り入れ、今回は福祉基金と学校教育施設整備基金ということで繰り入れしております。用途につきましては、使い道につきましては、歳出のほうで若干お聞きいたしました。

ここで私がちょっとお聞きしたかったのは、最近、基金というのはいろいろと町の基金の中ではたくさんございますが、この福祉基金というのは、実際、条例をたまたま見ますと「有志者から寄付をされた金品をもって運用」ということが条例施行規則の中でうたわれておりますが、最近、「別表に掲げる有志者」というのを寄附の別記事項に当時平成16年のときに変更なされたときに書いてございますが、ここ直近で寄附をもって運用するという、いわゆるその項目の中で、10年とかそういうスパンではなくて、ここ数年の間だけでもそういう行為というのはどの程度この基金に使ってくださいと、いわゆる住民の方からの寄附がなされたのかなということちょっとお聞きしたかったのですけれども。

○委員長（熊谷善行君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） ただいま福祉基金についてのお尋ねですが、福祉基金につきましては、今、委員からあった寄附をいただいた分を財源としながら運営をしているのが、顕彰基金という形で、毎年、総合表彰式のときに福祉功労者の顕彰基金という形で表彰していると思いますが、その財源に充てているのが、寄附を財源に立ち上げ

ているのが1つあります。

そのほかに、町が福祉を推進するために予算の範囲内で原資の積み立てを行っております。その分がありまして、先ほど提案あったような例えばやすらぎ園の特殊浴槽の改修をしたいとか、そういった経費に計画的に充てているためにこの福祉基金が運用されているという形になっているというふうに理解しております。

それから、福祉基金に充てての寄附については、ここ、私が来てからについてはちょっと該当がなかったのかなというふうに理解しております。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） この運用をもって、寄附をもって運用するということが第3条に施行規則にうたわれておりますから、今後そういった、いわゆるその方々から寄附して、ぜひ福祉のほうに充てて使ってくださいと。今はふるさと納税とか寄附行為というのはいろいろクローズアップされておりますが、こういう場合に、例えばそういう方々に対する記載をするということも当然なってくるのか。当時のこれを見ますと、昭和49年のお二方が土地と金品で寄附なさっているのが列記されて記載されております。当然そういうこともなされた方に対する、いわゆる記載されていくのかなと、いくべきなのか、条例上ではそうなっておりますので。ということをお聞きしたかったのですよ。

○委員長（熊谷善行君） 休憩します。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時39分

○委員長（熊谷善行君） 休憩前に引き続き続行いたします。

保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） ただいまご質問ありました、今後、福祉基金に対しての寄附等ありましたら、規則にのっとりまして別記の中に記載していくという形で広く周知していくことで取り扱いをしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） なければ、第2条、債務負担行為の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(熊谷善行君) なければ、以上で議案第53号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第54号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(熊谷善行君) なければ、以上で議案第54号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第55号、下水道事業特別会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(熊谷善行君) なければ、歳入歳出予算、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(熊谷善行君) なければ、第2条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(熊谷善行君) なければ、以上で議案第55号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第56号、介護保険事業特別会計補正予算、第1条、保険事業勘定歳入歳出予算、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員(深見 迪君) 10ページの1款1項1目19節の初任者研修のことなのだけれども、ことしも1名も希望者いなかったのですか。それとも何名かいたのでしょうか。

○委員長(熊谷善行君) 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長(佐藤吉彦君) お答えしたいと思います。

ことしにつきましては、当初20名の予算で予定をしていましたが、実際には一般の方6名、高校生4名の計10名の受講がありまして、終了しております。

○委員長(熊谷善行君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(熊谷善行君) なければ、保険事業勘定歳入歳出予算、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(熊谷善行君) なければ、第2条、介護サービス事業勘定歳入歳出予算、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(熊谷善行君) なければ、介護サービス事業勘定歳入歳出予算、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(熊谷善行君) なければ、議案第56号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

以上で議題4案の逐条質疑は終了いたしました。

続きまして、議題4案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

後藤委員。

○委員(後藤 勲君)(発言席) まず、総括の前に教育長にちょっとお願いをしたいと思うのですけれども、きのう中学校の壁新聞で「夢煌(むこう)」というやつが出ていたのですけれども、あれをせっかくですから町のロビーだとか開発センターだとか、人が集まるところにできれば飾ってもらえればなというふうに考えていますけれども、やはり子供たちがせっかくつくって道の大賞までもらったものを、あの新聞だけではちょっと我々も見づらいということがありまして、できるだけ見たいなというふうな気がするのですけれども、これが可能かどうかちょっとお答えをしていただければと思うのですけれども。

○委員長(熊谷善行君) 教育長・島田君。

○教育長(島田哲男君) お答えをいたします。

委員おっしゃるとおり大変うれしい話題でございます。行政報告でも申し上げましたが、北海道新聞主催の中学校かべ新聞コンクール全道大会で大賞をとりまして、この部分は新聞にも載りましたけれども、大変小さいということで、これ町民の方々に見てい

ただく上で学校とこれからちょっと協議をして、お話をして、そういった部分でなるべく皆様に見ていただくような形をとっていきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 後藤委員。

○委員（後藤 勲君） そのようによろしくお願ひしたいと思います。

まず1点目は、ことし8月の災害において道路が決壊したということで、道道の多和平に向かう線なのですけれども、3カ所ぐらい決壊していたのですけれども、そこに私が見に行くと、全部通行どめ、通行どめになっているのですね。だから、通行どめだから行けないのだよということなので、私はその現場を見たいからわざわざ行ったのですけれども、通行どめでなくて、通れるのですよ。どんどんどんどん通っているのですよ。それで、結果的には多和平まで着いてしまったのだけれども、途中で釧路から来ていた人がいたのですけれども、その人は戻ろうとしているわけですよ。私が行ったからといっていったのですけれども、私も恐る恐る行ったら、結果的には10メートル、20メートルぐらいのところは全部通行どめ、通行どめとかかかっていて、多和平に向かうほうが行けないのではないかということだったので、この辺については。

それと、私のほうに一報来たのは、そこは通行どめなので、どうなっているのだろうということで役場のほうに連絡をとったら、それはうちの管轄ではないので別な、土現のほうに連絡してくれという、そういう返事だったということなのですけれども、通常考えれば私もそれは当たり前なかなというふうには考えるのですけれども、ただ問題は、今回その程度でおさまったといえおさまったのですけれども、万が一、町道でない違うところで何か災害があつて、旅の人が連絡をとって町に連絡を入れたと、危険だといったときに、いや、それはうちの管轄でないですよと、こういうようなことを言つて、万が一重大事故でも起きたらどうなるのかと考えたときには、もう少し町の対応がなっていないなということなのですけれども、この辺についてちょっとわかればお願ひします。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 国道、道道などの通行どめなどの通行規制の情報につきましては、建設課のほうに一報が入ります。また、その内容につきましても、建設課のほうで道路管理者と協議を受ける場合もございます。町民からのそのような問い合わせ、町外の人からなどの問い合わせにつきましても、その情報、内容に基づいてお答えすることではしておりますが、後藤委員の質問にあります道道についての質問についても、同じく当時建設課が持っていた情報、それに基づいて情報の中で答えられるものについて

はお答えし、情報の中で答えられないものについては、場合によってはその理由を説明して対応可能な相手先、問い合わせの相手先をお答えするのが適切な対応でなかったかなというふうに今思っております。

今後はこのようなことが起きませんように、また、町民の方、問い合わせした方に迷惑のかからないように、課の中で電話対応につきまして再確認しまして、確認して改めていきたいと思っておりますので、ご理解を願います。

○委員長（熊谷善行君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 災害時のときの対応についてお答えしたいと思いますけれども、私どもで災害時のときに対策本部なり対策会議を開いておりますけれども、全ての町内の国道、道道、それから町道の被災状況については1枚のパネルの中に掲示して、確認しまして、問い合わせが来た場合には、そのような対応を行いますし、あとはほかの情報が入った場合には関係機関のほうにそれらの情報についても伝えるというような形で対応して、災害時の過中においては、そういう形の対応をしていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（熊谷善行君） 後藤委員。

○委員（後藤 勲君） その災害時というのは、皆さんが大変忙しい時期なので、どこでも全部が全部、目が届くというようなことは考えていませんけれども、ただ、通行どめというメールや何かで見ても、多和平に行くのには通行どめなのだということになっていると、こういうようなのが出ていたという話なので、誰も行けなくなった、どうやって行けばいいのだろうということで、迂回路といっても、我々もよく行くのですけれども、迂回路はあっちを回ったらいいか、どっちを回ったら、矢印果たして行けるのかなというふうにもいろんな、わかりづらくなっている部分がありまして、だから土現のほうで通行どめと言っても、1回は町のほうで見ていって、ああ、これは通れるのだなというのであれば、ある程度、右側、左側通行というようなことで対応できるような、できれば親切なやり方をやっていただければなというふうに考えていますので、ひとつよろしく願います。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 通行どめの案内につきましては、町道を迂回するというところで、そのルートにつきましては、案内の方式含めて道路管理者であります建設管理部のほうと打ち合わせしながら行っておりました。さらに必要な部分があれば、その部分につきましては、道路管理者とさらに協議進めて対応していただきたいというふうに考えております。

○委員長（熊谷善行君） 後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 今の道路の関係はわかりました。

それで、先ほど総括の中でやるという旅費の問題についてちょっとお聞きをしたいと思うのですけれども、今回も125万2,000円のアップということで補正で出てきたわけですが、ここ二、三年、だんだんふえてきているという傾向にあるわけですが、それだけ皆さんが忙しい思いして旅費を使っているというふうに考えられるのですけれども、これは町長だけの旅費ということなのですか、それともほかの方も含めての旅費ということで考えていいのですかね。

○委員長（熊谷善行君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

基本的には町長、それから副町長の旅費がメインとなってございます。

○委員長（熊谷善行君） 後藤委員。

○委員（後藤 勲君） ということは、ほかの課長なり係長が行くというやつの旅費も入っていないということですか。

○委員長（熊谷善行君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えします。

一部総務課の庶務係の部分については、この中に含まれるということになります。

○委員長（熊谷善行君） 後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 先ほど札幌が何回とか東京が何回とかぱっぱと言われてちょっとメモするのが遅くなってわからなかったのですけれども、これから3月にかけて特にまだ忙しいということで、これをのっけてきたのだらうと思いますけれども、ある程度、どうしても行かなければならないと言ったらおかしいですけれども、忙しいことはよくわかりますけれども、今、非常に、強いて言えば茅沼だとか、それからと畜場の問題だとか、いろんな重大な問題を抱えている今日ですよ。ある程度こちらに残ってと言えばおかしいですけれども、省くものは省いて、行けるものは別な人に行ってもらおうとかというような形の中で、もう少しこれを縮小して使うというようなことは考えていないのですかね。どうですか。

○委員長（熊谷善行君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

これまでの間、4月から11月の間につきましても、これについてもそれぞれ町長としての立場で要請行動等に参加しなければならない部分、また、特にことしの場合は食肉加工センターに関しての協議という部分がかなりあります。また、医局訪問等もありま

して、今回このような形になっています。それと、これ以降につきましても、昨年の実績をもとに計上させていただいたということでございます。その中では、もちろん必要な部分としての対応ということで考えていますので、そういう部分では今この後については予測の形になりますけれども、そこの中ではやはり必要な部分での全て、これまでもこれからも必要という部分の出張ということでございますので、それについてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

○委員長（熊谷善行君） 後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 当然、答弁としては必要だから出してきたというのは当たり前なのですけれども、それはわかります。ただ、こういう細かい数字まで出すということは、逆に言うと、3月までの間にはっきりした会議がたくさんこういうふうにあるのだよということがわかっているからこそ出てきたのだろうとは正直言って思います。ただ、その中でこの3年を振り返ってみると、毎年ふえてきているのですよね、正直なところ。屠畜場の問題でいろいろ町長もあちこち飛び回ったり副町長も回っているのだろうと思いますけれども、その中でいつまでも右肩上がり旅費を使うということをし少しは吟味した中で考えていただければなということなので、特別これがだめだとか悪いとかという問題ではないのですけれども、その辺を考えた中でこれからも出していただければなという要望ですから、ひとつ。

○委員長（熊谷善行君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、この中ではやはり町長が余人にかえがたい対応をしなければならない部分等も含めまして、その中で当然吟味しながら進めてきているところでもありますので、その基本的な姿勢については変わりありませんので、そのような対応で進めていきたいというふうに思うところでもあります。

○委員長（熊谷善行君） 後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 終わります。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君）（発言席） 介護予防の問題について質問いたします。

要支援1、2、いわゆる介護予防事業なのですが、10月から町の事業として走り始めました。

ひとつ町の事業になったからということも含めて質問したいのですが、例えば、要支援2の方がいろんな審査を受けて状況は改善して1になった。そうすると、例えば通所

が2回のところ1回に減ってしまったということで、もう一回は100%払わなければならないというような状態が今生じているのですね。介護予防の目的や観点からいうと、やっぱり改善されたからといって機械的にそれを減らしていくと、また悪くなっていくと。そして、その悪循環、そういうスパイラルといいますか、悪循環をなくするために、よくその辺は事情を見て、機械的に切るのではなくて、今まで、例えばデイとかに2回、3回通っていた人が改善されたからといって機械的にそれを1回しか出せませんよということではなくて、その辺は間をよく見ながら、本当にちょっとの差でという人もいますので、そういう介護予防の精神からいって、それを持続させると、この人に必要だと思えばそれについては援助をしていくということを見ていただきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（熊谷善行君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

ただいま委員からありましたように、介護保険総合事業が10月1日からスタートしましたので、そういう意味で町の独自の判断ができるのかなというようなご質問だったと思うのですが、基本的に介護というのは必要な方に必要なサービスを受けるための制度で、それで審査会があって、要支援1、2から要介護の5までという形で、段階的にその人の自立の度合いに応じてサービスを提供するというのが根本的な仕組みです。今ご質問のあった支援2の方が1に下がったときに2と同じレベルのサービスをとということであれば、制度としてはそれは過剰サービスをその人にしているということになりますので、基本的にそれが町の基準でというふうになっても、そのルールを壊すということは非常に難しいのかなとは思っています。

○委員長（熊谷善行君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） それは制度としてはそうなのですよ。そのことはわかっているのです。私は反対したけれども、介護予防が町の事業になってきたということでは、ある程度町の判断が生かされるのかなと思うのですが、実際に現場というか、その人たちを見て、やっぱり家に1人でいて、例えば通所、デイサービスなんかに行くと、よみがえるのですね。やっぱりそれが下がったからといって、1つ減らしてしまうと、また悪いほうに行ってしまうというようなことが、いろんな介護予防の仕方があるかと思うのですけれども、その辺はやっぱりちょっと、始まったばかりですから、今後の方向としてぜひ考えておいてほしいなという、こういう意見があったということを含めて考えてほしいと。制度一本やりでいくのではなくて、紙一重ですから、要支援1と2とか要介護1と2の境目というのは。その辺をひとつお願いしたいということです。

それから、2つ目に、これはどういう関係にあるのか私もちょっと研究不足ですが、例えば介護を受けている方がリハビリも一緒に受けたいということになったときに、これはどっちも本当は受けるのがいいのですが、例えば介護でデイに2回行っていたのが、リハビリも行きたいというふうになったら、リハビリに1回行ったら介護のデイが1回減らされるというような関係にあるのです。これもやっぱり介護予防の観点からいうと逆行することになるので、介護予防で通所2回行っていた人がリハビリも1回行けるような、そういう見通しや仕組みを考えていったほうが、行く行くはその人が悪化していかないという点では、そっちの道を行ったほうがいいのではないかというふうに私思うのですが、いかがですか。

○委員長（熊谷善行君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） ただいま委員からのご質問については、医療と介護の関係の質問なのかなとは思っています。介護と医療の基本的なまず違いというのは、医療については、やはり医者からの指示があって初めてそのリハビリが発生するというものです。それとその介護における、例えばデイサービス等についてはそういったものはなくて、一定程度ケアマネとの関係の中からこの人にとって必要なサービスが何かとか、例えばデイサービスに入って、例えば入浴サービスを受けながら、お昼も過ごしてとか、その中でさまざまな体験をして、体を動かすような体験をしてということがされています。ですから、これについては基本的に医者からの指示があって初めてリハビリが受けられるという形ですので、ケース、ケースによってはかなり違うのかなと思っています。

ただ、介護保険のほうの厚労省の部会の中では、負担の問題の中でも、この辺が今、指摘されてきているところです。特に外来でかかったリハビリが、例えば自己負担の割合と介護の負担というのが、介護は1割か2割ですけれども、医療の場合は例えば3割自己負担とか、そういった部分についても今非常に指摘されているのと、そこがうまくあわせて連動できて医療と介護が連携しながら、まだ制度は全く違いますので、その辺が今、国が将来的に進めているのが、医療と介護の連携の中でこの辺をどうやって結びつけていくか、もちろん負担の割合も含めてなのですけれども、この辺が解決されれば、この辺はうまくいくようになる、例えば標茶のような小さい総合病院が1つあってというところでは、逆に言うと有効に活用できるのかなというふうには考えています。

○委員長（熊谷善行君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 医療と介護、介護と医療、この連携というのは鉄則ですから、介護の側から見ても、医療の側から見ても。お互いにお互いを必要としているのですよね、現場では。今、私が話した一例は、利用者の実態を見て言ったことなので、確かに

介護と医療とのかかわりの中では、すばっと縦割りにはなっていますけれども、本人からすると、これはもう本当に連携して一体化して見るべきものだというふうに思うのですよ。ですから、1点目についても2点目についても、これから動き出した介護予防の総合事業の中でぜひ検討していただきたい、検討課題にしていきたいというふうに思うのですが、どうですか。

○委員長（熊谷善行君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 現在、医療と介護の連携につきましては、特に町立病院の院長に介護医の研修を受講していただいて、その辺の連携をさらに強化していこうという形で作業を進めていますので、さらに研究をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員（深見 迪君） 終わります。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊定之君）（発言席） 先ほどの説明をいただいた中で、もしかしたら私のお聞きしたいこととは、私の質問の聞き方が悪かったのかもしれませんが。8款の土木費の問題で質問したのですけれども、機械の借り上げ料のことで説明をいただいたのですけれども、これは除雪、雪の関係だけだなという感じだったのですけれども、例えば8月の大雨のときに民間の住宅の中に水が流れ入るというときに対応をお願いしたいということで町のほうに要請があったと思うのですけれども、そのときの機械とかそういうものについてどうなのかなという質問のつもりだったのですけれども、ちょっともし趣旨が違っていたら今回は。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 災害時における対応につきましては、既存の予算がございまして、そちらの中で災害復旧費としまして、例えば雨、川があふれそうになった。そういう場合のポンプにつきましては、その予算の中で委託料として見ております。また、機械とか必要な部分、側溝の部分で土砂を撤去しなければならない、そういった部分につきましては、通常の道路維持費の中で借り上げ料を計上しておりますので、災害の場合はそちらのほうを使ったり、あと災害復旧費の中でもポンプにつきましては、排水ポンプの委託料、これも委託料ですが、そちらも計上しております。今回、樋門、オモチャリ川の部分であふれました。そのときのポンプの作業につきましては、災害復旧費の委託料で対応しております。民間の部分で依頼を受けた部分につきましては、その中では町の経理の中では今回は見ておりません。

○委員長（熊谷善行君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 災害時ということでのお尋ねでありますので、お答えしたいと思いますが、災害時の場合、先ほど言われました既存予算の中で措置する部分もありますけれども、緊急性等々含めて、それらについて必要な部分については対応をしていくということになりまして、災害時の専決処分の中でも民間借り上げポンプ等の必要な部分については措置をさせていただいていると。まず第一には安心・安全といえますか、それが優先ですので、それについては適時対応してきておりますし、これからも対応していきたいというふうに思っているところであります。

○委員長（熊谷善行君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） そういう中で現場に出向いて、この状況を見てその中から具体的な問題が明らかになり、道路上の形状の問題とか斜面の問題とかと、そういう問題が明らかになって具体的に対応しなければならないというときには、どこが対応されるのですか。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 道路とかの部分で災害が発生した場合ということでお答えしますと、町道につきましては、町道管理しております、その担当をしております建設課のほうで現場を確認しまして、業者に委託作業をお願いしなければならない部分については業者委託、直営作業で行える部分につきましては、直営の作業で行っております。

○委員長（熊谷善行君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） わかりました。

次に、除雪の委託料の問題ですけれども、先ほど中身についてお知らせいただきましたけれども、この中に道路のパトロールという部分はちょっと僕が聞き逃したのかもしれないけれども、道路パトロールに関しては、この除雪委託料には入らないのですか。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 除雪に関してのパトロールにつきましては、直営で行っております。建設課職員で行っておりますので、委託料については含まれてはおりません。

○委員長（熊谷善行君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） 直営でということですのでお聞きしたいのですけれども、このスクールバス等を運行している業者の方から非常に除雪の仕方が丁寧に行われていないと、スクールバスの運転手さんの苦情と申しますか、そういう話をお聞きすると、1回横によけて再出発しようとする、あずって出られない状況が何度かあるということで、除雪の仕方、そういう面では道路パトロールをどの頻度で行って状況判断をされているの

かお聞きしたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） パトロールにつきましては、降雪の状況などによりまして判断しております、それに除雪の出動のタイミングを図りながらパトロールをしております。スクールバスの運行について支障があったということでございますけれども、今年度もスクールバス運行会議という中で教育委員会が主催するのですが、その中でバス会社、町の除雪作業を行う者で会議を行っております、その部分でそういった除雪の、前年度の除雪の際にこういう問題があった、その対応についてということである話し合いを行いながらやっておりますので、除雪というのは非常に状況によりましてケース・バイ・ケースで、なかなか雪が降っている中行う場合もありまして、一旦除雪が入ってもすぐまた雪が埋まると、そういった状況もありまして、そんなような状況になったのかと思いますが、そういうのはバスの運転手、除雪作業を行う人間が密に連絡をとり合って今年度は対応しようということで話しておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） 話がちょっと前後してしまっていて申しわけないのですが、この除雪の委託料の中に、スノープラウのエッジとか、そういうタイヤチェーンとかという、そういう消耗するということも見込んだ中でこの委託料というのは算出されているのですか。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 修繕料につきましては、除雪対策費の11節の需用費の中で修繕料を見込んで作業用車両の修理費を見込んでおります。消耗品につきましても、その中に入っております。作業に伴いますグレーダーのかえ刃等の費用につきましても需用費の中に含まれております。

○委員長（熊谷善行君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） 町の車両ではなくて民間の車両、その辺をちょっとお願いしたいです。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 機械にかかわる経費につきましても、委託料の積算の中に含まれて積算しております。

○委員長（熊谷善行君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） そういう意味では、先ほどの除雪の丁寧さの問題も、そういう

ことを考えてはいけないのかもしれませんが、非常に舗装すれすれに火花出るほどの除雪をすればエッジが減るとか、そういう問題もある意味起こり得るのかなということですので、そういうことによって除雪が丁寧でないなどということの起こらないように指導していただきたいなというぐあいに思います。

以上、終わりたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） それにつきましても、これから業者のほうと除雪のやり方などにつきましても検討していきたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員（渡邊定之君） 終わります。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

平川委員。

○委員（平川昌昭君）（発言席） 内容審議で余り細かいことを聞きまして、ちょっとご指摘ございましたので、ここでは総括ということでもっと細かくなりますが、再度3点ほどお聞きをしたいと思います。

まず、基金の中で福祉基金ということをいろいろお聞きいたしましたし、その目的、運用等々ございました。

そこで、今、福祉基金につきましては、1億6,700万円ほどの財源がございます。さらにまた、この福祉基金そのものは、平成3年に標茶町の老人福祉功労者顕彰基金条例ということを廃止されて福祉基金として名称が変わって今日に至ったと。その歴史の間に高齢化社会を迎え、この基金の使い道、活用、ありようというのは、ますます重要な施策の一環となってくる中の基金だと私も思っているところでございます。

そこで、今、基金は先ほどお聞きした中で、基金には寄附をいただいた方については、いわゆる表彰ですとか、そういう顕彰ですとか、そういうところに宛がっていておりますと、実績上。さらに、今回繰り入れした中におきましては、やすらぎ園の中で最新式の機能を持ったお風呂場、そういうものに宛がっていかうと。まさにいろんな多様面で活用されているなど、されていくだろうと。

そこで、この活用の中で、例えば福祉団体ですとか、そういったものに対する基金の運用につきましては、助成をされている経緯があるのか、もしくはそういうものについての予算立てというのは何年かの間にあったと思うのですが、その辺の経緯についてちょっと歴史的なものがあるでしょうけれども、伺っておきたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。福祉団体等への基金の

活用については、私の知る限りではこの基金を使った団体への財源充当についてはなかったのかなというふうに理解しております。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 今後、いわゆる福祉団体ですとか、そういった面につきまして、地域における保険ですとか福祉の増進を図ることを目的としてという一面もあるわけですから、そういうものについてのご相談があれば、そういう方法も考えていっていいのではないかと。いわゆる基金の活用、そういうものが広く住民の方たちに周知していただいて、この高齢化社会に向かつての一つの基金の活用策ではないかなと考えるところですが、その辺については今後の基金の活用の中で考えていくべきかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（熊谷善行君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 今現在につきましては、先ほど答弁したような形でさまざまな町が直営で抱えている介護保険施設等の備品の更新であるとか、そういったものが毎年定期的に出てきていますので、そういったものに充当しているということでございます。

ただ、今後につきましては、理事者の考え方もあると思いますので、さらにいろいろな要望に対応するために、この基金の使途についてもそういう要望があれば検討する余地はあるのかなと思いますが、さまざまなこれからの状況を判断しながら対応を検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（熊谷善行君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

今、福祉基金に関しての部分のお尋ねであります。基金それぞれがそれぞれの目的を持ってあります。その中で事業執行の中で安定的な運営をしていくための活用ということでもありますので、今のお尋ねの福祉団体につきましては、先ほど課長からありましたように、一般財源含めて必要な支援を行ってきているという部分であります。それについての安定としての必要があれば、そのような基金活用というのも考え得るものではあるなというふうには思っております。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） ぜひこういう機会でございますので、基金がいろいろ21項目、21の基金、標茶町にございますが、このまさに福祉基金というのは平成3年に設立されて、名称変わって、福祉というもの、高齢者というものを対象にして施策になる、そういう財源的には大事なものと思っておりますし、ぜひそういう団体にも余裕がある限りと

いいでしょうか、幾らあっても財源は足りないといいでしょうか、数限りなく求めていかなければならないものですが、財源の限りがある中でも、ぜひ検討していただきたいと思っているところでございます。

次に、先ほど財産管理費の中で公有財産を購入したということですが、1つには財産管理の中で購入と同時に処分ということもございますから、今回の予算の中では購入処分、処分については計上されておりました。

私ここでお聞きしたかったのは、大分なりましようか、これ11月の25日に町有財産の売却のお知らせということで新聞の折り込みに出ていたのですね。ですから、今から2週間弱のことですし、インターネット等でも公表していますということで、今回は処分したわけですから、当然のごとく執行されたと、入札も。ですから、まだ契約の段階か、もしくはそういう段階なので、この補正には間に合わなかったのかなと。ただ、この新聞折り込みを見たとき、町有財産の売却は、非常に事例としては最近ない折り込みだなと。というのは、条件をいろいろここにうたっております。ここで細かく読み上げてもなんでしょうから、町有財産売却の入札行為、これについて今回の、実はこれは予算が計上されたときにお聞きしようと思ったのですが、年越して多分、補正の中で出てきたときと思ったのですが、それまでにちょっと色あせるので、今、こういう事例がこれからも出てくるかなという予想を含めて、ちょっとこの経緯、プロセスを聞きたいなと思って、まずこの売却のお知らせという欄、チラシを見てお伺いしたいと思います。

○委員長（熊谷善行君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

今回のチラシに関しましては、11月25日に一般競争入札するというので、町内の在住者を条件として加えまして、それと、ほかの条件といたしましては、6戸以上の農業従事者用の住宅を建ててください、期限を30年の3月31日までに行える方として公募をしております。この案件につきましては、契約については先週行いまして、所有権の移転関係につきましては、購入代金納入後に所有権移転登記をするという形になってございます。

今後こういった形の町有財産の処分があるのかというご質問だったと思うのですが、今後につきましても、町有地の処分の仕方にもよりますけれども、一般公募でやっていくことになろうかと思えます。

また、現在ホームページ等にもございますが、区画整理事業等で出ました町有地につきましても、その都度、随時受け付けして処分をするという形もとってございます。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 今後こういう処分のあり方について特殊な例で、これは6戸以上の農業従事者の集合住宅を建設すること、集合住宅の建設を30年3月31日までというのが条件であると。そういう例えば非常に目的がはっきりした中で、売却のお知らせということで折り込みを出しておりますね。ですから、今後もあり得るとすれば、例えば入札に参加できないというのであれば、標茶町外に所在する法人はできませんよ。では、支店だとか営業所だとか出張所だとかという、要するに町に登録されて一定程度法人税なり納入するということの事業者があったとしたら、それは該当しません、参加できますよということも受けとめるのですね、これは。

そういう解釈でいいかどうかということが1つで、もう一つは、例えばこれは虹別市街地地図も位置図も出ておりますから、当分これは跡地だなということもございます。農業者の1次産業の農業従事者ということで、大変私はこれ活性化の意味では、町有地を処分する、売却するということがうれしいことだなと思いますし、この方法としてもう少し、例えばこれはホームページにも出ていますと言っていますが、ホームページは写真が何も載っていないくて、平面図で載っていたわけですね。そういった点をもう少しPRをする、限られた中で入札行為を行う。それと知らしめていくという以上に、年間を通して、では、この辺を予定地として売却しようではないかとか、そういうことは町有地管理委員会等々、これ庁舎内でございますね、副町長を委員長にして。委員長は違いますか。

いずれにしても、町有地の管理委員会、その利用管理処分等々について審議しているわけですから、そういった面につきまして、今、遊休地の処分というのはいろんな自治体でやっておりますし、固定資産税は向こう1年間どうのこうのとかと、まさにその移住者の方々に提供する策というものが出ております。それを見習えということではなくて、標茶町としてこういう農業従事者の集合住宅、農業従事者ですから、多分そういう取得された、今回も落札されたのはそういう対象の、いわゆる雇用されている方だと思いますが、そういった面、今すぐ積極的な公開するということについて、いかがお考えですか。

○委員長（熊谷善行君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） まず、今回の町有地処分に当たりまして、虹別ということでチラシを出しております。この経緯につきましては、昨年の虹別地域町政懇談会の中でも要望等がありまして、虹別地域の全体で言いますと、住宅の戸数が少なく、町外からの通勤して農家さんで仕事をしている方たちが相当数いるということで、地域としてもその方たちが地元に住んでもらうだけでも地域振興になるので、何とかできないか

という意見もありました。公住の建設につきましては一旦終了してございまして、公住はすぐ建てるというわけにはいきませんので、一つの方法として、旧公営住宅の跡地を処分することも考えられますということで去年の12月に返事をしてございます。そして、本年、分譲をするためにも土地を、広い一筆の土地だったものですから、町道沿いに分割をするという作業を進めまして、今回チラシにある部分を処分するというところで実施をしております。

また、ホームページにつきましては、写真等を載せる容量というのでしょうか、それが無いものですから、今回につきましては、写真等につきましては載せませんでしたけれども、現地で入札希望者に対しまして説明を行っております。

それから、今後は移住者等も含めてどうなのだろうというご質問もあったと思うのですが、町有地管理委員会等で必要、そういった処分できるような土地についても今洗い出しをしてありまして、今後、要望等もある地域もあるものですから、検討してできるだけ処分をしていくような形で進めてまいりたいと考えております。

○委員長（熊谷善行君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 町有地管理委員会の話がありましたので私のほうからもお答えいたしたいと思いますが、今、基本的には経過につきましては管理課長が話したとおりでありまして、地域課題の解決という部分も一つのその中でできる話だというふうに思っております。ただ、その中で公平性というものを保たなければならないというのもありまして、それらの対応も含めて一般周知をしていかなければならないという部分もあります。

それと、基本的には不要な町有地については処分をしていこうかということがありますが、もう一つは宅地という形になりますと、政策的に分譲したところもあります。そういう部分も含めまして、地域事情、それらも勘案した中で進めていきたいと考えていますし、土地の情報につきましては管理課の中でストックしながらできるだけ情報提供していけるような形、また、移住となりますと、企画財政課が窓口となって相談が来ています。その中では、十分懇切丁寧な対応をしながら、持てる情報については提供していくというような方法もとってまいりたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 政策的な売却のところもあるということでございますし、今回の折り込みした中で、これは最近なかったような経緯であったので、あえてお聞きしたのは折り込みまでした理由は何であったかと、今度どうなのかということでお聞きいた

しました。

それで、今、副町長が政策的な売却のものもあるということは、多分、私の考えでは、麻生団地の町有地のあそこも、いろいろと経緯がありましようし、まだ売却と、かなりホームページに載っておりますから。東京、関東圏にお住まいの方がもう三、四年になりましようか、売却、取得されて、いずれ標茶町に戻ってくるというか、帰りますというか、そういう話も私も直接聞いておりますが、インターネットで購買のガイドラインというのが出ているのですが、この地図とか位置図というのは出ているが、できれば、今、写真も載っているのが多いのですよ、非常に。インターネットで写真つきというか、どこの範囲まで写真、もちろん目的とするところの写真は必要でしょうが、そういったサービスといいますか、それが1つにはやっているところもございますし、うちの町も決してネットのLANというのは非常に進んでいる町ですから、そういった点も宅地の中の売り払いとしては、非常にサービスの的に広まっていくのではないかなと思っております。ぜひ、それを検討されて、まだまだ残っているところもございますし、できればそういうことを率先してやるのが波及効果というのですか、そういうのがどんどんどんどん広まっていくし、私たちが問われたときに、ああ、写真載ってましたねという自慢になります。そういうこともひとつ、標茶町の移住者までイコールいけば万々歳でございますが、取得していただく、これだけでも大いにPRだと思いますので、インターネット公売の一つの方法として、手法として、写真つきでそういう紹介をするという欄も検討していくべきでないかと思うところですが、いかがですか。

○委員長（熊谷善行君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 多々ご提言いただきましたが、周知方法についてはよりわかりやすくというような形で、手法については研究をさせていただきたいと思っております。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） ぜひ、そのように進んできていただきたいと思うところがございます。

除雪につきまして、若干細かくなりますが、先ほどいろいろ質問も出ておりました。私お聞きしたかったのは、お答えの中で、つまり自宅周りの道路などが凍結したときの散布材の砂を若干用意してありますと。ことしというか、冬期シーズンについては6立米ほど皆さんに住民の方にお使いいただき、どうぞということで用意されていると。大体年動的にこの程度は最低限というのは6立米は余裕あるということですが、これ申し込みというのはここでは書いてございますから、役場とか各公民館、公民館のないところというのはどうなのでしょう。やっぱり本庁に来なければならないとか、そういう

手だてというのは住民の方にはわかりやすく説明されていますか。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 周知につきましては、公民館については公民館のあるところから持っていってもらおうということで、周知しております。それ以外につきましては、役場のほうに来ていただいて持っていただくということとなっております。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 遠くの、例えば公民館の集落の中でないところとか、そういう公共的なところで問い合わせするようない場合の配慮というのはどうでしょうかということなのです。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） やはり役場のほうまで来ていただいて、持っていただくというのが今の方法であります。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） それで、自宅周りの道路ということでございますから、公共的には散布されて、今、手まきでやっているのですか、幹線道路、メイン道路というのは、そんなに必要があるかないかというのは、その道路事情によってかなり変わりますが、例えばお年寄りが自分でできない場合は福祉施策の中で活用できるということも、いろいろ聞いております。ただ、1人ではなかなか無理だと、何人かでその周辺ちょっと危ないなど、危険だなという場合にまとめてちょっと入り用だなという場合の、そういう面の対応というのは、例えば1人このぐらいまでですよとか決まっているわけでもないにしても、余裕があるように使ってくださいというのは、ここで見たらお答えいただきましたけれども、若干用意してありますというから、そんなにたくさん、あっという間になくなってしまうというほどでもないのだと。その辺の対応をどういうふうに考えているのかなと思ったのです。例えば、グループで何人かで利用していく場合、使おうではないかという場合、そういう方法も今後出てきそうな感じもするわけですよ。その辺のことへの対応はどういうふうにお考えなのかなということをまずお聞きしておきます。

○委員長（熊谷善行君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 相談がありましたら、そのときに対応についてどのような相談内容によりまして考えていきたいと、具体的な相談があった段階で考えていきたいと思えます。

○委員長（熊谷善行君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） こういった、積雪状況にもよりますけれども、生活道路とか昨

今の凍結減少が非常に事故が多い中で、やっぱり自助努力もしていかなければならない。そして、そういうものを提供してもらって、せめてそういうものを十分間に合うような体制を常にとっていただけるようお願いいたしまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○委員長（熊谷善行君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） 討論ないものと認めます。

これより議題4案を一括して採決いたします。

議題4案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（熊谷善行君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号は、原案可決すべきものと決定されました。

◎閉会の宣告

○委員長（熊谷善行君） 以上で議案第53号・議案第54号・議案第55号・議案第56号審査特別委員会に付託された議題案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第53号・議案第54号・議案第55号・議案第56号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 2時44分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会副議長 菊 地 誠 道

年長委員 黒 沼 俊 幸

委員長 熊 谷 善 行